

平成 2 7 年 第 2 回 臨時 会

奈 井 江 町 議 会 臨 時 会 會 議 録

平成 2 7 年 4 月 1 7 日 開 会

平成 2 7 年 4 月 1 7 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成27年第2回奈井江町議会臨時会

平成27年4月17日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第2号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第3号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第6 会議案第1号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	北 良治
副町	長	三本 英司
教	育	長 萬博文
会	計	管 理 者 篠田 茂美
ふるさと	振興	参事 碓井 直樹
まちづくり	課長	相澤 公
くらしと	財務	課長 小澤 克則
おもいやり	課長	馬場 和浩
ふるさと	商工	課長 横山 誠
ふるさと	創生	課長 石塚 俊也
まちなみ	課長	大津 一由
健康ふれあい	課長	小澤 敏博

やすらぎの家施設長	表	久	義
教 育 次 長	山	崎	静
くらしと財務課長補佐	秋	葉	秀 祐
教 育 委 員 長	堀	美	鈴
農 業 委 員 会 会 長	大	関	光 敏
代 表 監 査 委 員	中	野	浩 二

○欠席した者の氏名（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩	口	茂
庶 務 主 幹	栗	山	ひろみ

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

臨時会の出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で、定足数に達していますので、平成27年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番三浦議員、4番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
おはかりします。
今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。
臨時会のご出席、ご苦労さまです。

1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、専決事項は、平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)です。

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,661万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,678万2千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日は、平成27年3月30日であります。

平成27年4月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、2款地方譲与税136万8千円を減額し4,593万2千円、3款利子割交付金23万1千円を減額し106万9千円、4款配当割交付金122万8千円を追加し222万8千円、5款株式等譲渡所得割交付金108万9千円を追加し118万9千円、6款地方消費税交付金768万1千円を減額し7,971万9千円、7款ゴルフ場利用税交付金3万8千円を追加し553万8千円、8款自動車取得税交付金114万2千円を追加し554万2千円、10款地方交付税3,949万4千円を追加し23億2,932万7千円、17款寄附金50万円を追加し1,630万7千円、18款繰入金240万4千円を追加し2億383万4千円、歳入合計3,661万5千円を追加し47億7,678万2千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、2款総務費3,661万5千円を追加し4億941万5千円、歳出合計3,661万5千円を追加し47億7,678万2千円。

平成26年度一般会計補正予算(第10号)の概要についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度における地方譲与税や、地方交付税等の収入確定によるものが主なものであります。

地方譲与税等の最終の決定通知がありました、3月30日付けをもって専決処分を行ったものであります。

それでは補正の内容について歳出から説明を致しますので、8頁をお開き下さい。

下段の総務費、総務管理費、地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金で50万1千円を追加計上。

9頁、衛生費、保健衛生費から10頁の教育費、社会教育費では、平成26年度中に受付を行いました、ふるさと応援寄附金378万7千円のうち、寄附金条例の規定に基づき、保険事業、自然環境の保全など、用途の指定のあった240万4千円について財源の振り替えを行っております。

次に、歳入について説明致します。

5頁にお戻り下さい。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税の減額により合わせて136万8千円の減額。

利子割交付金では23万1千円を減額。

配当割交付金では122万8千円を追加。

株式等譲渡所得割交付金では108万9千円を追加計上致しております。

6頁の地方消費税交付金では768万1千円を減額。

ゴルフ場利用税交付金は3万8千円を追加。

自動車取得税交付金では114万2千円を追加計上。

7頁、地方交付税では、特別交付税の確定に伴い3,949万4千円追加計上致しております。

寄附金では、小田桐実さま、ふるさと応援寄附金では、佐野慎治さま他7名ご寄附により50万円を追加。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による繰入で240万4千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差3,611万4千円につきましては、歳出予算8頁に計上致しました総務費の財政事務に要する経費で、北海道市町村備荒資金組合超過納付負担金として2,600万円、下段の役場庁舎整備基金に1千万円を積み立てを行ったほか、中段に計上しております財政調整基金積立金を11万4千円追加計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

皆さん、おはようございます。

私の議員任期も今期を最後としまして、本会議も今日が、どんなことがあってもおそらく最後だという思いの中で、事務的なこととなりますけれども、質問させていただきます。

まず1点目として、歳出の方で、今ほど副町長から説明がありましたように、備荒資金組合積立ということで2,600万、また、役場庁舎整備基金に1千万、今までも、予定を超えて、このような形で積み上げていくということで、会計そのものは非常に安定しているというふうに判断しております。

従来でしたら、財調に積むものというふうに思っておりましたけれども、この点について、なぜ、備荒資金組合なのかということが1点と、役場庁舎整備の方に当初予定では確か基金の積み上げで26年度末に7千万と予定しておりましたけど、この1千万を足すと8千万になろうかと思えますけれども、私の計算がよろしいかどうか、確認をしたいと思えます。

もう1点が、ふるさと納税ということで百数十件によって370万の本当にありがたいご寄附を頂いた、納税を頂いたということがございます。

もちろん事業そのものは、ふるさと納税だけで、遂行出来るものではありませんから、一般町民も含めて、国の交付税も含めて、事業を遂行するわけでございますけれども、納税をされている方々の思いによって、それぞれ振り分けましたという説明がありましたので、5つの目等で示されておりますから、大体理解を出来ますけれども、納税をして頂いた方に対して、これらのことがこういうことに使われましたよということで、何か返信、もしくは相手が分かるような方法を取らなければならないと思うんですけれども、この点についての方法をお伺い、以上、3点お伺いしたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の鈴木議員のご質問でございますが、まず、備荒資金への積み立て、役場庁舎整備基金の積み立てにつきまして、ご質問がありました。先に、役場庁舎整備基金の方から説明を致しますが、役場庁舎整備基金につきましては、これまで過去2年間、決算が確定した後にその繰越金の中から3千万ずつ2ヶ年に渡り、積み立てをして参りましたが、今回の予算によりまして、歳入が3,600万円増えたということ踏まえまして、26年度には当初、財政調整基金が当初予算でいきますと1億2,500万取り崩しをしなければならなかったところなんです。3月補正によりまして、約2千万ほどの積み立てが出来るというような状況になったことから、これを全て財調ではなくて、例年と時期は違いますが、毎年3千万円役場庁舎基金の方に積み立てをしておりますので、27年度既に2千万円積み立てする予定としておりましたので、残りの1千万をこの積み立てをするという形をとらせて頂いたところでございます。

これによりまして、役場庁舎整備基金の積み立て残高につきましては、約8千万になるという形になります。

そういったことと、残りの、先ほどの26年度の財調の状況を踏まえまして、財調の方に積むということも検討も致しましたが、将来的な災害等の備蓄等の観点並びに近隣等のことも考えまして、備荒資金の方に積み立てをするという選択をさせて頂いたところでございます。

それから、ふるさと納税の関係につきましては、26年度、先ほど説明がありましたように370万ほどの大幅な増加、人数にしますと136名という大変多くの方から寄付を頂いております。

これらの方々に対しましては、今日、こちらの方の議案で、出させて頂きましたように、いくつかの事業の方に充当させて頂きましたけれども、その報告をさせて頂いて、お礼とまた次年度への寄附に繋がるようにお知らせをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の11頁をお開き下さい。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記と致しまして、専決事項は、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

奈井江町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

専決処分の日にちは平成27年3月31日であります。

平成27年4月17日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、昨年4月に条例改正を行いました原動機付き自転車及び2輪車に係る軽自動車税の引き上げの適用開始時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に、1年延期するものであり、50cc以下の原動機付自転車の場合、平成27年度においても改正前の1,000円のまま、1年間据え置くものであります。

なお、今回の地方税法の一部改正法案につきましては、平成27年3月31日に成

立・公布されましたけれども、町税条例において、引き上げ税率の施行日として規定しておりました4月1日以前に、条例改正を行う必要があったため、専決処分をさせて頂いたということでもありますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

全部に質問する予定ではなかったんですけれども申し訳ありません。

今ほど副町長の説明では若干ちょっと理解が出来ないところがありましたので、3月31日公布ということですから、専決については問題ないかというふうに判断しております。

そこで、国の方でのこのなぜ予定していたものを1年間延長するのかということについてどのように把握されていることなのかということが1点。要は予定通り行わない理由というのは、納税者、利用者にとっては、消費税等々も同じですけれども、遅れることが望ましい、これは当たり前なことなんですけれども、逆に町の方では新年度予算、おそらくこれ想定されていたんでないかというふうに思う時に、税収が若干なりとも少なくなるんでないかなというふうに思っております。

したがって、国の方の動向が私は承知出来なかったということで、どういう考えによってこのことが1年遅らせるのかということ伺いたいということでもあります。

なお、3月1日定での、当初予算、平成27年度当初予算の中には、おそらく改正後の金額で税収を計算されていると思いますけれども、これらの影響額がどういうふうに計算されていたのかも合わせて伺いたいと思います。

以上です。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の鈴木議員のご質問の1点目でございますが、今回1年遅らせることとなった理由といいますか経過でございますが、平成27年度の税制改革大綱を決定するまでの間の、与党等を含めた議論の中で、昨年度、軽自動車税につきましては、既に改正をさせて頂いていたところでございますが、例えば、軽4輪の自動車につきましても昨年度改正をしたんですが、それは、あくまでも新規登録のものだけ、従前よりも1.5倍の税率にするという改正である一方で、原動機付き自転車及び二輪車につきましては、地域登録だけではなくて、全ての車両について一律増税をするというような改正内容でございます。それらについての同じ軽自動車税の中でも取り扱いが違うということで、バランスが悪いんでないかというような議論が行われたということで聞いております。

また、一方では既に各市町村では決定をしておりましたので、やはり当初の予定のとおり決定をすべきでないかというような市町村の意見もあり、それらのそのような議論が税制改革大綱が決定されるまでに議論がありまして、最終的な結論として、1年遅らすというような結果になったということで、国の方からは聞いているところでございます。

それから予算に対します影響ということでございますが、最終決定が、正式な決定が3月31日ということで、27年度予算においては、減額される分につきましては、見込んでおりませんでしたので、いずれにしましても、27年度の課税登録台数によりまして、最終的に精査をさせて頂き、予算につきましては、精査をさせて頂きたいと思っておりますが、これに伴います軽自動車税の減額の金額としては、33万8千円、台数にしますと259台分ですが、この分が減額するだろうということで、見込んでいるところでございます。

●議長

鈴木議員。

●9番

分かりました。

実は、私もオートバイを持っておりまして、去年から上がるんですかと思っていたものが、このように示されたものですから、気持ちとしてはラッキーというふうに思っておりました。

第3号以下も平成28年度からという部分が多いんですけども、これまた、来年度も延長される可能性というのは、ないんですか。

もう一度お伺いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

現在のところ1年限りということで、聞いてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

よろしいですか。

(はい)

●議長

質疑、他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の13頁をお開き下さい。
議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」
平成27年4月17日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものでありますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第3号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を致しますので、臨時会資料3頁、資料2の町税条例等の主な改正概要をご覧を願います。

今回の改正につきましては、平成27年度の税制改正に伴い、町税条例、都市計画条例を改正するものでございます。

主な改正点について、ご説明をさせて頂きたいと思いますが、町税条例関係の1の個人住民税につきましては、今回の税制改正によりまして、ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充が行われておりますが、あわせて、当分の間の措置として、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずに、寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設し、申告手続きを簡素化するものでございます。

次に、2の「固定資産税、特別土地保有税」につきましては、宅地等の評価に導入されております負担調整措置について、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴いまして、現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

次に、3の軽自動車税につきましては、平成27年度中に、初回車両番号指定を受けた、3輪以上の軽自動車について、平成28年度に限り、グリーン化特例として、軽自動車税の軽減を講じるものでございます。

軽減率につきましては、①の電気自動車及び天然ガス自動車が、概ね75%の軽減、②のエネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものが、概ね50%の軽減、③のエネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値を満たすものが、概ね25%の軽減となっております。

次に4頁、4の国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額を、14万円から16万円に、介護納付金の課税限度額を、12万円から14万円にそれぞれ引き上げ、医療分を含めた課税限度額の合計を77万円から4万円増の81万円に引き上げるものでございます。

国におきましては、医療・後期・介護の区分ごとの限度額超過世帯の割合のバラツキを是正するため、平成26年度と平成27年度の2か年で、課税限度額の合計でいきますと77万円から8万円増の85万円に引き上げる改正を行ってございますが、昨年度、町の方としては、国と同様の引き上げを行っても限度額超過世帯のバラツキを是正することができないことから、課税限度額の引き上げを見送りましたが、このまま町の課税限度額を据え置いた場合、国の制度とのかい離が広がることから、対象世帯の影響を踏まえつつ、段階的に課税限度の引き上げを行うこととしたものでございます。

次に、低所得者に対する軽減判定所得の基準につきましては、国の制度の内容と同様に、5割軽減と2割軽減の双方について、加算額の引き上げを行い、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。

5のたばこ税につきましては、ゴールドエンバット、わかば、しんせいなどの紙巻たばこ旧3級品に適用されておりました1,000本あたり2,495円の特例税率を、平

成28年4月1日から廃止するものでございますが、激変緩和等の観点から、旧3級品以外の紙巻たばこと同様の1,000本あたり5,262円の税率に、段階的に引き上げるものでございます。

6の減免申請期限の延長につきましては、各税目に規定してございます減免申請の期限を、「納期限前7日」から「納期限」に改正するものでございますが、身体障がい者等に対します軽自動車税の減免など、申請期間を延長し、減免を受けようとする者の利便に配慮しようとするものでございます。

次の、7の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係につきましては、マイナンバー制度の町税賦課事務等への利用に伴い、町税条例に個人番号・法人番号の関係規定を整備するものでございます。

次の都市計画税条例関係につきましては、固定資産税と同様に、土地に係る負担調整措置を、3年間延長するものでございます。

次に、改正条例の附則では、施行期日として、たばこ税の経過措置など、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用すること、町民税、固定資産税など、別段の定めのあるものを除き、新条例の施行後においても、平成26年度までの分につきましては、なお従前の例によること、また、たばこ税の経過措置に伴う読み替え規定などを定めてございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

●6番

今、町税の改正の主だったものが課長の方から説明がありました。

税制改正に伴っては、賛成をせざるを得ないのかという思いでありますけれども、ちょっと資料の中の4頁の中で今ほど課長が説明にあった中で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの中にあります後期高齢者支援金課税が現行の14万円から16万円と、それから介護納付金課税額が現行の12万円から14万円になりますよと。

これ、合わせますと、総体の中で、国民健康保険税は今まで最高が77万から81万に上がりますよと。

上がることになるんですけども、この高額健康保険税、納税者が今、昨年あたり奈井江町の中で高額納税者が何戸あるのか、確認致したいと思えます。

それから、今、町の計らいの中で、高額納税者が納税を還付した場合は町の中で助成がありました。

これに対しても今後においても、この措置が今後においても執り行われていくのかいかないのか、その辺をお聞きしたいと思いますけれども。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森議員の質問でございますが、高額納税者という捉えがちょっと難しいんですが、現行制度の、現行税率の中で平成26年度で限度額77万円に達していた納税者の、納税世帯数で申し上げますと6世帯という状況でございます。

また、もう1点が軽減特別対策の交付金を従前から町の方としては取り組みをさせて頂いているところでございますが、それにつきましてもまた継続して今、続けていこうという考え方でいるところでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

森議員。

●6番

今、課長の説明の中で、今後においても、最高額を納めた方には、補助を出しますという、継続をしますというお答え、深く感謝しております。

最高額、今、そういったように、執り行って頂いているんですけども、これをランクを下げるということは、計画は予定をしているのかいないのか。

その辺、もう一度確認したいと思えます。

●議長

町長。

●町長

それをランクを下げて、ということは今のところ考えておりませんので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

鈴木議員。

●9番

森議員と若干関連するかもしれませんが、その部分、3頁4頁の中で番号がふつてありますので、1番から行いたいと思えます。

今ほど、個人住民税についてのふるさと納税の申告手続きを簡素化する、いわゆるワンストップ化していきたいということでございますが、私もしたことがないので、実際にこのことによって、現状ではおそらく申告しなければ優遇措置を受けれないと、今度は申告しなくてもということだと思えますけれども、現場サイドでは、納税する人も

受付の人もどのような変化があるのかということが、具体的なことですよ、1点。

それから実は皆さんもご承知の通り、先般マスコミ報道で、新年度に入ってからふるさと納税申し込みが非常に多いということで、特に浦臼町での記載が大きくクローズアップされてました。

確か数百件だったような気がします。

奈井江町で現在、新年度、予算委員会でも議論がありましたが、確か、お返し等の充実に困って欲しいという疑問があったと思いますけれども、これらのことがもう伝わっているんだと思いますが、現状で奈井江町の申込件数等をお知らせ頂きたいと思います。

2点目が先ほど森議員も後期高齢者と介護納付のことでお話ありました。

私、4の国保軽減対象世帯の拡大による軽減所得判定の加算額の引き上げということなんですけれども、本当に大雑把に申し上げます。

国保会計に影響するものは、どういうことになるのかということをお伺いしたいと思います。

以上、2点。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

1点目のふるさと納税の今回新たに創設されますワンストップ特例制度の手続き関係につきまして、ご説明をさせて頂きたいと思いますが、従前までは議員が申し出ておりましたように、確定申告をする以外に、税の控除等を受ける手段がなかったんですが、この4月からは、納税された、ふるさと納税をされた方が納税先の市町村の方に、こういった特例制度を受けたいという申請書を出して頂きまして、その出して頂いた方の寄付額ですとか、そういった情報を寄付された方の居住する市町村の方に連絡を通知をすると、その上で居住地の市町村が必要な控除額を住民税の方から控除をするということで、確定申告の手続きも一切なにもしなくても住民税の方でその控除のメリットを受けれるというような仕組みに変わったということでございます。

それから、平成27年度のふるさと納税の現時点での申し込み状況でございますが、この4月から記念品の拡充と、ふるさとチョイスという、最も一番利用者が多いと言われておりますふるさと納税の専門のポータルサイト、ネット上の事業をやっているサイトでございますけれども、そちらの方で、ワンストップでクレジット納付まで出来るというような仕組みを整備をさせて頂きましたが、それらの影響といいますか、効果というふうに把握をさせて頂いておりますが、昨日現在で申込者数でいきますと103件の申し込みを頂いているところでございます。

それから次の国保税の軽減対象、軽減所得判定の加算額の見直しについてでございますが、この制度の拡充によりまして、あくまでも26年度の課税ベースでの試算になりますが、新たに軽減の対象となる世帯が5世帯ほど増える形になりまして、それに伴う国保税の減少額が約23万円ほど減少するという試算になります。

なお、この軽減額につきましては、国、道の方から75%の補助金が交付されまして、残りが市町村の負担ということになりますが、ここの負担部分につきましても、普通交付税で措置されますので、一般会計並びに国保会計ともに財政的な影響はないというふうに考えているところでございます。

●議長

鈴木議員。

●9番

ありがとうございます。

国保会計のことについては、影響がないということで説明がありましたので、私もそのように判断をさせていただきます。

1点目のふるさと納税に関わる簡素化について、今ほど、ワンストップ化することで、簡単に進めることが出来るという説明がありましたし、加えて、ふるさとチョイスによって、ネットサイトで、そこを経なければならないとおっしゃったんですか、いずれに致しましても、ここでの質疑は納税者が簡単に出来て、奈井江町に対してより多くの方が厚意を寄せて頂くということが大事でありますので、そのことによってより一層進むことを期待しております。

それで、今ほど、もう一度説明、ふるさとチョイスというのを、もう一度お願いしたいのと、逆に奈井江町から他の市町村、他の自治体に納税される方もおられるんだと思うんですけども、この辺の把握は出来るのかどうか、もしくは把握されているとしたら、差し支えなければ件数等お願いしたいと思えます。

以上です。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

ふるさとチョイスの関係につきましては、あくまでも納税する方法の一つの方法でございまして、クレジット納付を活用する方につきましては、ふるさとチョイスを通じてクレジット納付をする方もおりますし、郵便振り込みだとか、そういった形で納付される方もおられるということで、とにかく、今、一番注目されている利用が多いというところでその成果が出ているんだろうというふう思っておりますので、他の場面も通じて、色々なPRを図っていきたいというふうに考えております。

また、ふるさとチョイスというのは、インターネットを通じて、奈井江町だけではないですけども、全国のふるさと納税の内容だとかが紹介をしているネット上のページということで、ホームページということで、ご理解を頂きたいと思えます。

それから、奈井江町の住民でふるさと納税をされている方を把握しているかどうかということですが、先の予算委員会の時にも、そういった質問がございまして、その時点

でいきますと3名ほどおられるということで、その時点で把握をしてございましたが、確定申告自体が今、奈井江町に出されているものと、税務署、直接通じていってしまいますと、中身が寄付金の額は分かりますけれども、それがふるさと納税なのか、一般の寄付なのか、その辺が判断なかなかつかない場合もありますので、ちょっと正確な数は把握は出来ないという状況でございます。

●議長

鈴木議員。

●9番

予算審査特別委員会の議論がちょっと、失念しておりました。

申し訳ありません。

質疑を終了致します。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第6、会議案第1号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号)朗読

●議長

提出者の補足説明を求めます。

6番森議員。

●6番

会議案第1号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」について補足説明を致したいと思います

会議案第1号の改正内容につきましては、只今、局長が朗読のとおりであります。

奈井江町議会議員定数の改正に伴い、まちづくり常任委員会の定数を9名とするとともに、議会広報の実施、調査、研究を行うため、新たに「広報常任委員会」を設置しようとするものであります。

合わせて、常任委員会を2委員会とすることなどから、副委員長につきましては、これまでの2名から、それぞれ1名に改正し、委員の辞任規定につきまして、条項を整理するものであります。

どうか全議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成27年奈井江町議会第2回臨時会を閉会します。

(10時48分)

挨拶

●議長

ここで、私の方から一言お礼を申し上げたいと思います。

本日のこの臨時会で特別な事情がなければ、最後になろうかと思いますが、この12年間の長きにわたり、議員としてまた議長として務めさせて頂きました。

これも一重に議員各位の皆さん方はじめ、北町長はじめ三本副町長、萬教育長、更には各担当課長の適切な答弁がなされたお陰だと思うところであります。

心より敬意と感謝を申し上げます次第であります。

今後とも奈井江町議会の限りない発展と皆さん方の更なるご活躍、ご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げ、お礼の言葉に代えさせて頂きたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。

お世話になりました。

(10時50分)